

平成15年 2月28日

警 察 庁

## 第 7 回公的弁護制度検討会資料

### 1 厳しい犯罪情勢と捜査負担の増大

公的弁護制度の設計に当たっては、警察の業務負担を増やさないようにすることが必要。

#### ( 1 ) 刑法犯認知件数の増加と検挙率の低下

刑法犯認知件数は過去10年間で約100万件の増加

平成 5 年180万1,150件 平成14年285万3,739件

過去10年の刑法犯の検挙率は、平成 5 年から平成10年までの間、40%前後で推移していたが、平成13年に19.8%と戦後初めて20%を割った。  
平成14年は20.8%

#### ( 2 ) 精密化した公判での審理に備えた捜査の緻密化、捜査負担の大きい来日外国人犯罪検挙の増加等により、捜査量が増加

被疑者の勾留期間は長期化傾向

昭和46年：10日以内 7万867件、11日以上20日以内 1万9,377件

平成13年：10日以内 5万4,269件、11日以上20日以内 6万7,044件

来日外国人犯罪の検挙人員の増加

昭和55年3,062人 平成14年16,212人

#### ( 3 ) 弁護士等の接見回数の推移

全国の警察の留置施設に収容されている被疑者・被告人に対する弁護士等による年間延べ接見回数は、10年間で約2.4倍の増加

平成 4 年約10万回 平成13年約23万7,400回

うち 1 時間を超える接見時間を要したものは、約3.3倍の増加

平成 4 年約3,800回 平成13年約 1 万2,400回

## 2 個別論点について

### (1) 弁護人選任の始期

捜査への支障を最小限のものにするという観点から、勾留質問時に裁判官が本人の意向等を確認の上、選任手続を行うのが適当。

### (2) 必要的選任制度の当否

弁護人が確保できないために捜査が進められないという事態の発生は、絶対に避ける必要がある。また、否認事件を必要的選任事件とすることは、否認を懲憑することとなり不適當。

### (3) 弁護人の選任要件

警察でも取調べで被疑者の経済状態を聞くことはあるが、その時期や聞き取りの程度は、ケース・バイ・ケース。被疑者の資力の確認に警察での聴取を手続として組み込むことは不適當。

### (4) 弁護報酬の算定方法

タイムチャージとしたり、接見の回数や準抗告の回数で報酬が加算されるような制度は、そのこと自体の自己目的化により、限られた時間の中で行われる捜査活動が阻害されるおそれがあり不適當。

### (5) 公的弁護制度下での弁護活動の在り方

公的弁護制度が公的資金の投入を要する制度である以上、国民の理解と支持が得られるものでなければならず、これまで以上に弁護活動の公正・適正が求められるべき。

### (6) 公的付添人制度

少年審判に公的付添人が付される場合には、検察官が少年審判に関与し、裁判官を補佐することにより、偏りのない正確な事実認定をすべき。被害者への配慮の観点からも、被疑者のみでなく、検察官が意見を述べられるようにすることが望ましい。